

参 考

[根拠法令及び基準法令]

大津市デイサービスセンター条例

(利用の資格)

第4条 デイサービス事業を利用することができる者は、**老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第2条**各号に掲げる者(その者を現に養護する者を含む。)とする。

2 生きがい事業を利用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りでない。

(生きがい事業の利用の手続)

第5条 市内に居住する60歳以上の者は、前条第2項本文の規定により生きがい事業を利用しようとするときは、**第10条**の規定に基づきセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、利用証の交付を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、センターを使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用定員)

第7条 デイサービス事業の利用定員は、20人(大津市立木戸デイサービスセンターにあつては、35人)とする。

大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則

(使用者の遵守事項)

第5条 デイサービスセンターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで、印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 使用場所の整理、原状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (4) その他デイサービスセンターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。